

## 違法設置の疑いのある昇降機に係るフォローアップ調査について

平成28年2月19日

住宅局建築指導課

違法設置の疑いのある昇降機の建築基準法違反に係るフォローアップの状況について調査を行いましたので、その結果を公表します。

国土交通省としては、建築基準法に違反する物件について、所有者等に対して引き続き昇降機の安全対策を徹底するよう是正指導を行うとともに、違法設置の疑いのある物件の把握に努めるよう関係特定行政庁に要請しています。

## 1. 調査時点

平成27年10月31日

## 2. 調査方法

国土交通省より都道府県を通じて関係特定行政庁に調査を依頼

## 3. 調査対象

- 過去に事故を起こした違法設置昇降機の製造・出荷メーカーの製品のうち適法に利用されていることが確認できないもの
- 国土交通省に対し、違法設置の疑いがあると情報提供があった昇降機※  
※情報の多くは労働基準監督署の立入検査の際に把握され、厚生労働省から国土交通省に情報提供されたもの

## 4. 調査事項

- 建築基準法令への適合状況
- 是正指導の状況等（是正済み、使用停止、当面の安全対策の実施、是正計画の提出等）

## 5. 調査結果の概要

（都道府県別の調査結果は別紙参照）

調査対象台数（※1）	2,416台	（2,142台）
調査済みの台数	2,349台	（2,109台）
建築基準法違反なしの台数	108台	（104台）
建築基準法違反が判明した台数	2,241台	（2,005台）
是正済みの台数	1,017台	（798台）
是正指導中の台数	1,224台	（1,207台）
使用停止としている台数	542台	（518台）
当面の安全対策が行われている台数（※2）	255台	—
是正計画が提出されている台数（※3）	373台	（381台）

（ ）書きは前回（平成26年9月30日時点）の調査結果。

※1 建築物が除去されたことが確認されたものは、調査対象台数から除外。

※2 当面の安全対策（昇降路の囲い及び戸の設置、ドアスイッチ及び施錠装置の設置、乗降禁止の徹底等）を行っている台数

※3 是正計画が提出されている台数は、使用停止としている台数又は当面の安全対策が行われている台数と、それぞれ一部重複がある。

## 6. その他

国土交通省としては、建築基準法に違反する物件について、所有者等に対して引き続き昇降機の安全対策を徹底するよう是正指導を行うとともに、違法設置の疑いのある物件の把握に努めるよう関係特定行政庁に要請しています。

また、国土交通省では、以下により違法設置エレベーター等に関する情報提供をお願いしています。

『国土交通省HPトップページ』→『政策情報・分野別一覧の住宅・建築』

→『違法設置エレベーター通報受付』

[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_fr\\_000002.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr_000002.html)

### 問合せ先

国土交通省住宅局建築指導課 企画専門官 村田 英樹 (内線 39564)

係 長 木下 皓一郎 (内線 39568)

代表 03-5253-8111 夜間直通 03-5253-8933、FAX 03-5253-1630